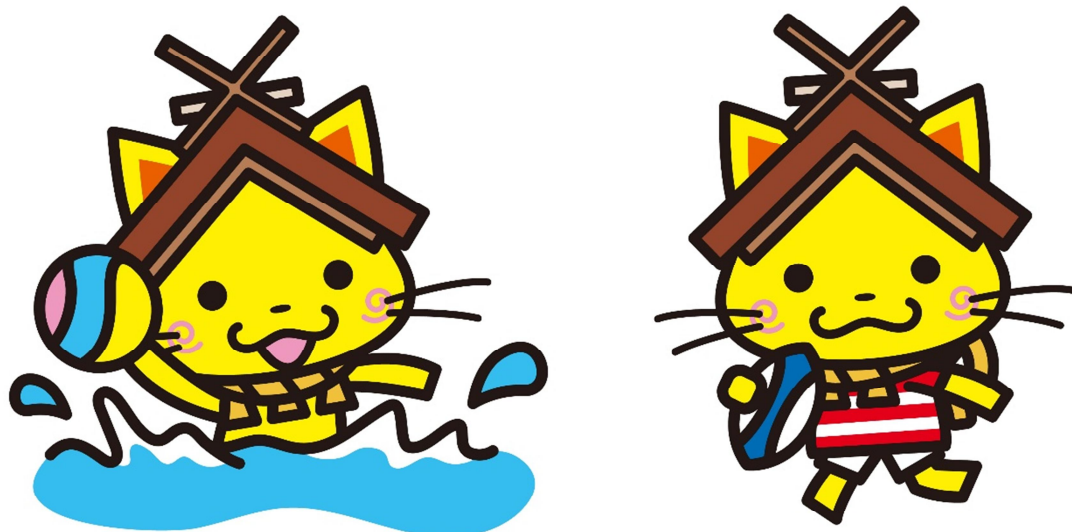


第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会
第 1 回常任委員会



島根 **かみ・あり** 国スポ

日時：令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 1 4 時～

場所：江津市役所本庁舎 2 階多目的ホール

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島国・全許諾第 112 号

第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会

第 1 回常任委員会 次第

日時：令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 1 4 時～

場所：江津市役所本庁舎 2 階多目的ホール

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 説明事項

第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会常任委員会の役割について

4 報告事項

江津市開催予定施設の変更について

5 審議事項

【第 1 号議案】

第 84 回国民スポーツ大会江津市開催推進総合計画（案）

【第 2 号議案】

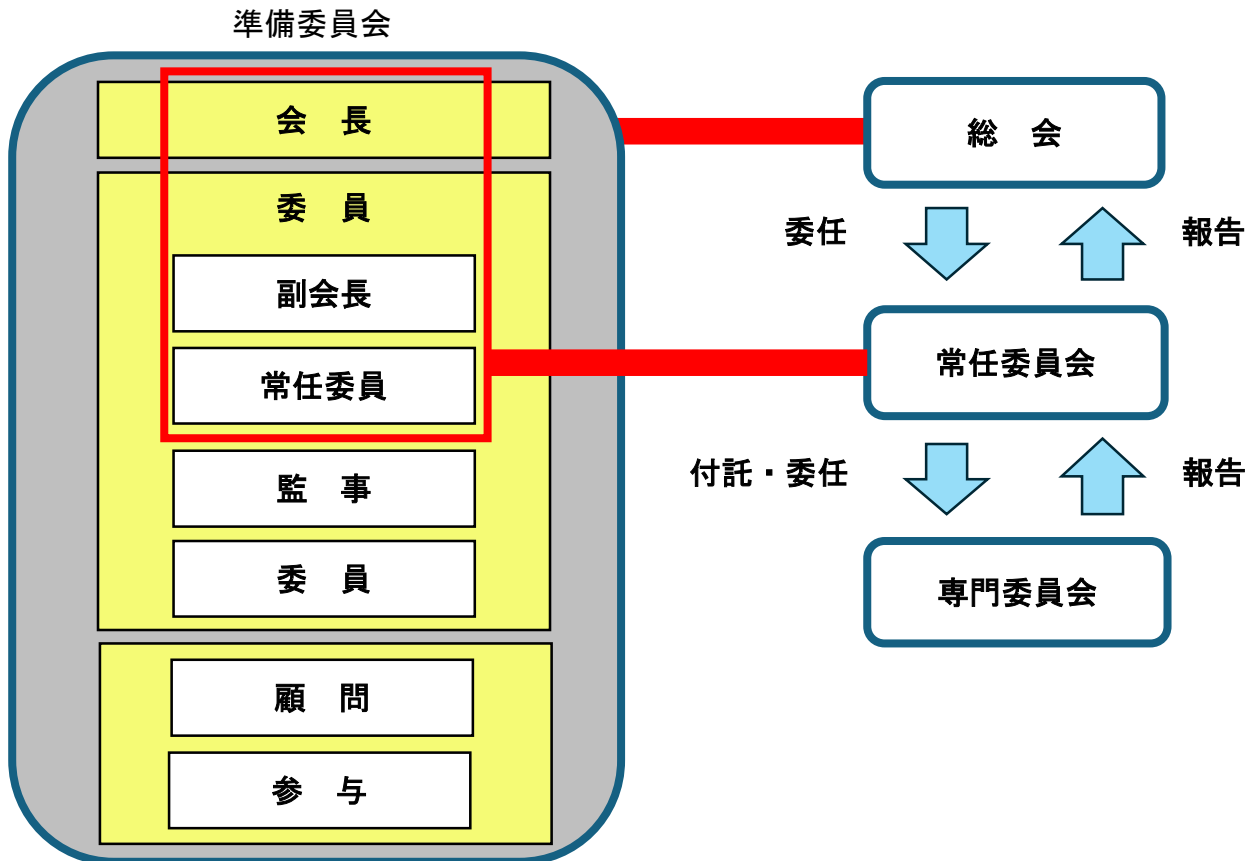
第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会専門委員会規程（案）

6 閉 会

第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会常任委員会の役割について

1 常任委員会の構成員(会則第 12 条第 1 項)

常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。



2 常任委員会の委員長・副委員長の選任(会則第 12 条第 2 項)

→委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。

3 常任委員会の審議・決定事項(会則第 12 条第 6 項)

→常任委員会は次に掲げる事項について審議し、決定する。

①総会から委任された事項に関すること。

- ・開催準備の総合企画及び運営に関すること
- ・広報及び市民運動に関すること
- ・競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- ・宿泊及び医事・衛生に関すること
- ・輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- ・その他会務に必要な事項に関すること

②専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

③総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

④その他委員長が必要と認める事項に関すること。

江津市開催予定施設の変更について

<変更前>

競技種目	種 別	開催予定施設
ラグビーフットボール	全種別	江津中央公園多目的広場 <u>浜田市陸上競技場</u>



<変更後>

ラグビーフットボール	全種別	江津中央公園多目的広場
------------	-----	-------------

第84回国民スポーツ大会江津市開催推進総合計画（案）

1 趣旨

第84回国民スポーツ大会の成功に向けて、江津市民の総力を結集し、本市の魅力を全国に発信するとともに、「小さくとも“一層”キラリと光るまち江津」につながる大会を目指し、江津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進項目

(1) 総務企画関係

① 総務企画

島根県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「島根県等」という。）と緊密に連携し、本大会を一過性のものとせず、より多くの市民がスポーツへの関心・親しみを持ち、江津市の魅力発信及び地域の活性化につながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

② 財務

島根県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らしながら魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

③ 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市を訪れる方々に豊かな自然や歴史、文化、食など地域資源の魅力を発信する。

④ 市民運動

市民、関係機関、関係団体、行政機関などが相互に連携を深め、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げることで、市全体の発展につなげる。

⑤ 観光・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の魅力を紹介し、心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技運営関係

① 競技会場

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、島根かみあり国スポ開催後の市民利用にも配慮し整備に努める。

② 競技運営

島根県等と連携し、競技会の円滑な運営を図り、競技に必要な用具等については、可能な限り既存のものを活用または借用するなど、効率的に運営を行う。

③ 式典

表彰式等は、選手等の負担にならないよう、簡素・効率化等の創意工夫を図り、温かみのあるものとする。

(3) 宿泊衛生関係

① 宿泊

宿泊施設等と連携し、選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々に安全で快適な宿舎を確保する。

② 医事・衛生

島根県等と連携し、本大会にかかわる方々の健康を確保するとともに、本大会を快適な環境のもとで開催するため、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策ならびに医療救護体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

① 輸送・交通

交通事業者およびその他関係機関と連携し、本市の交通事情を勘案しながら、競技会場と宿泊地間の安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。

② 消防防災・警備

島根県等と連携し、競技会場及びその他の大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・防災・警備体制の確立を図る。

3 年次計画

第84回国民スポーツ大会江津市開催推進総合年次計画は別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第84回国民スポーツ大会江津市開催推進総合年次計画

年度		令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	
逆年		5年前(開催内定)	4年前	3年前(開催決定)	2年前	1年前	開催年	
開催までの流れ				文科省・JSPO総合視察 会期決定		リハーサル大会開催運営	各競技会開催運営	
準備委員会(実行委員会)	準備組織等		国スポ推進課新設 庁内検討会議開催 国スポ準備委員会事務局開設 国スポ準備委員会設置 総会開催		国スポ実行委員会事務局開設 国スポ実行委員会設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置	最終総会解散
			常任委員会開催 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会					
	総務企画 専門委員会	総務企画 財務	開催方針策定	開催推進総合計画策定 開催決定記念行事の検討 専門委員会規程作成	開催推進総合計画進行管理			大会実施報告 事業概要説明
					リハーサル大会運営計画策定 各種マニュアルの検討・作成	本大会運営計画策定		
			大会経費調査検討		リハ大会経費検討 企業協賛取扱要項策定	リハ大会予算編成 企業訪問実施	本大会経費予算編成	
						服飾整備検討・実施要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定	本大会服飾作成 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施	
		広報	準備委員会ホームページ開設	ホームページ運営				
				広報基本計画策定 使用ロゴ検討	炬火・国スポPRイベント検討	国スポPRイベント実施検討	リハ大会イベント実施	
		市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動の推進 ボランティア募集要項作成			
						ボランティア募集・研修実施	リハ大会ボランティア配置	
		観光接伴		観光・接伴基本計画策定		歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所等設置運営要項作成 ガイドブック検討 売店設置運営要項作成	歓迎装飾作成・設置 リハ大会案内所設置 リハ大会売店設置	
							本大会案内所設置 ガイドブック作成 本大会売店設置	
	競技運営 専門委員会	競技会場	施設整備計画策定		競技会場施設の整備	競技会場管理要項作成	競技会場等の点検・整備	
		競技運営		競技運営基本計画策定		競技運営実施計画策定	競技別実施要項作成	
			競技用具整備計画策定 競技役員等編成案作成		競技用具整備の推進 競技会係員配置計画策定 競技会係員・補助員編成計画策定		競技用具の点検・整備 競技役員等委嘱 競技会係員・補助員委嘱	
		式典		リハ大会実施検討	リハ大会開催基本計画策定	リハ大会大会実施要領作成	リハ大会プログラム作成	
	宿泊衛生 専門委員会	宿泊		宿泊基本計画策定		式典基本計画策定	式典実施要項作成	
			第1次仮配宿					
		医事衛生		医事衛生基本計画策定	医事救護要項作成	医療救護実施要領作成 リハ大会救護所設置計画策定	宿泊実施要領作成 第2次仮配宿 第3次仮配宿 大会弁当調達要項作成 リハ大会弁当調達 救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置	表彰式等実施 宿泊本部設置 本大会配宿実施 大会弁当調達 本大会救護所設置
					防疫対策要項作成 食品衛生対策要項作成 環境衛生対策要項作成	防疫対策実施要領作成 食品衛生対策実施要領作成 環境衛生対策実施要領作成		
	輸送交通 専門委員会	輸送交通		輸送交通基本計画策定		輸送交通実施要項作成	輸送計画策定 車両誘導計画策定 リハ大会計画輸送実施	輸送交通本部設置
						リハ大会輸送交通計画策定	リハ大会消防防災警備本部設置	
		消防防災 警備		消防防災警備基本計画策定		消防防災警備実施要項作成		消防防災警備本部設置
						リハ大会消防防災警備計画策定		
							第84回国民スポーツ大会リハーサル大会	

第84回国民スポーツ大会江津市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第84回国民スポーツ大会江津市準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、第84回国民スポーツ大会江津市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称並びに第84回国民スポーツ大会江津市準備委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 役員は、専門委員会のうちから第84回国民スポーツ大会江津市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

4 専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要に応じて、専門委員以外の者に専門委員会への出席を求めることができる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会において準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年7月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光及び接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技運営 専門委員会	1 競技会場及び競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 その他競技運営に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医療及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防防災及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

参 考 資 料

1. 第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会常任委員会名簿
2. 第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会会則

第84回国民スポーツ大会 江津市準備委員会 常任委員会名簿

R8.4.1

No.	役職	選出区分	所属団体名	所属先役職	氏名
1	会長	行政	江津市	市長	中村 中
					1名
2	副会長	議会	江津市議会	議長	坂手 洋介
3	副会長	スポーツ	江津市スポーツ協会	会長	濱岡 繁人
4	副会長	行政	江津市	副市長	藤田 裕
5	副会長	行政	江津市教育委員会	教育長	堀 康弘
6	副会長	産業経済	江津商工会議所	会頭	今井 久師
7	副会長	産業経済	桜江町商工会	会長	尾前 豊
					6名
8	常任委員	スポーツ	島根県水泳連盟	会長	野津 直嗣
9	常任委員	スポーツ	島根県ラグビーフットボール協会	会長	原 拓也
10	常任委員	スポーツ	江津市教育文化財団	江津中央公園 園長	山崎 章弘
11	常任委員	学校教育	江津市校長会	会長	土井 伸一
12	常任委員	学校教育	島根県立江津高等学校	校長	橋本 景子
13	常任委員	学校教育	石見智翠館高等学校	校長	岡崎 豊年
14	常任委員	輸送交通	一般社団法人島根県旅客自動車協会	副会長	小河 英樹
15	常任委員	宿泊飲食	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	勝谷 有史
16	常任委員	保健医療	一般社団法人江津市医師会	会長	花田 有二
17	常任委員	福祉	社会福祉法人江津市社会福祉協議会	会長	藤田 和雄
18	常任委員	地域団体	江津市連合婦人会	副会長	福田 市子
19	常任委員	警備消防	江津警察署	署長	山本 達也
20	常任委員	警備消防	江津邑智消防組合消防本部	消防長	野上 礼司
21	常任委員	行政	江津市総務部門	参事	池田 章
22	常任委員	行政	江津市民生部門	参事	藤岡 美津子
23	常任委員	行政	江津市市民部門	参事	湯浅 国史
24	常任委員	行政	江津市経済部門	参事	河野 裕光
25	常任委員	行政	江津市建設部門	参事	井上 俊哉
26	常任委員	行政	江津市上下水道部門	参事	湯浅 泰男
27	常任委員	行政	江津市教育委員会事務局	参事	西本 弘
					20名

第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 84 回国民スポーツ大会江津市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 84 回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 江津市を代表する者
- (2) 江津市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 25 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、江津市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者であ

る法人、その他の団体との契約、その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が準備委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に規定する事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（3）専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1）競技会の開催にかかる基本方針に関すること。

（2）会則の制定及び改廃に関すること。

（3）事業計画及び事業報告に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 6 総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
- 9 会長は、必要に応じて、顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて、次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を、必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の予算は、総会の議決を得なければならない。

2 準備委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条の目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、江津市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和8年2月13日から施行する。

2 第18条の規定に関わらず、準備委員会の設立当初の会計年度は、準備委員会の設立日に始まり、3月31日に終わるものとする。